

教育委員会会議録

開会の日時	令和7年3月27日 午後7時00分
閉会の日時	令和7年3月27日 午後7時20分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 中西 康裕・駒田 聡子・畑井 祐樹・中村 文大 ・右京 博巳
会議録に署名する委員氏名	中村 文大・右京 博巳
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 濱口 昌大 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 中川 靖美 スポーツ課長 東浦 久修 教育研究所長 志賀 幸代 学校教育課副参事 木下 真理 学校教育課副参事 西山 早苗 学校教育課副参事 久保 直紀 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第10号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部改正について 議案第11号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について 議案第12号 伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正について 議案第13号 令和7年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中村 文大・右京 博巳委員を指名

会議に付する案件

議案第 10 号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部改正について

議案第 11 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について

議案第 12 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正について

議案第 13 号 令和 7 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について

教育長報告

議事に入る前に私の方から報告をさせていただきます。

前回の教育委員会からの報告をします。

2月16日（日）にスポーツ課が担当する、美し国三重市町対抗駅伝が実施され、伊勢市は第7位に入賞しました。小学生から大人まで、世代を超え、応援する姿がすばらしいと思いました。

皆様にもご出席いただき、小中学校の卒業式を無事終えることができました。

4月に行われます入学式もよろしく願いいたします。

昨日、3月26日から、全国都道府県対抗中学生ソフトテニス大会が開催されています。古市の市営コートとスポーツの杜伊勢体育館、サンアリーナで開催されています。この大会は36回を迎えるほど、伊勢市で開催される伝統ある全国大会となりました。伊勢市の中学校の先生方からも全面的な協力を得るなど、伊勢市をあげて全国の中学生とその保護者等を迎える大きな大会となっています。一度ご覧いただければと思います。

教職員の人事異動関係では、一般教職員と校長・教頭の異動内示を行いました。来年度は伊勢市から校長昇任7人、教頭昇任6人となります。新しい風を伊勢の教育に吹き込んでくれることを期待しています。

3月議会については、教育総務課から説明がありますので、私からの報告は以上です。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 10 号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、伊勢市教育委員会事務局及び伊勢市教育研究所の組織改編を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

それでは、議案第10号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

これは、教育委員会事務局等の組織改編を行うに当たり関係する4本の規則を改正しようとするものでございます。

主な改正内容について、新旧対照表において御説明申し上げますので、議案書の5ページをお願いいたします。

まず、「伊勢市教育委員会事務局等処務規則」の改正でございます。

第2条において事務局の組織について規定しております。

第2条の改正後の欄が4月以降の事務局の組織となりますが、教育総務課、学校施設整備課及びスポーツ課については、現在と変更ございません。

学校教育課においては、学校教育課の学事係と健康教育係を統合し、学事保健係を設置いたします。

次に、1月の協議会において御説明申し上げましたが、情報教育課係と読書推進係の2係からなる教育メディア課を設置いたします。

次に、社会教育課でございますが、教育メディア課の設置に伴い、社会教育係と施設管理係を統合し、社会教育係といたします。

続きまして、第3条でございますが、教育研究所においても、教育メディア課の設置に伴い、教育研究研修係の1係としようとするものでございます。

中段から8ページにかけましての第4条の改正は、事務局及び教育研究所の所掌する事務について、この度の組織改編に合わせ、整理を行ったものでございます。

次に、第6条の改正は、事務部長及び学校教育部長の職務についての改正でございまして、教育研究所の事務については、これまで、事務部長が掌理し、指揮監督を行うこととしておりましたが、これを学校教育部長が当該事務を掌理し、指揮監督することとしようとするものでございます。

8ページ中段からの3本の規則の改正は、いずれも、伊勢市子ども読書活動推進会議等の附属機関の庶務を担当する部署について、教育メディア課に改めようとするものでございます。

この規則は、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第10号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

なにとぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

中村委員

今回このように組織を整理をしていただくことで、すごくはっきりしたというか、分かりやすくよかったです。情報・メディアの部分と、読書の部分について、隠れがちになっていたところがはっきり前に出てきたことで、これから何ができるのかということについて期待している。

教育長

ご意見、ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。「議案第10号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第10号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

続きまして「議案第11号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

9ページをご覧ください。

これは、外国語指導助手の子の看護休暇について、対象となる子及び取得事由の範囲を改めるため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第11号「外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。11ページをご高覧ください。

外国語指導助手の特別休暇のうち子の看護休暇につきまして、改正点は2つございます。1つ目は、取得事由の拡大です。これまでの要件にくわえ、学級閉鎖や出席停止等、入学式や卒業式等が追加されました。2つ目は、対象となる子の年齢範囲の引き上げです。これまで9歳に達する日以後の最初の3月31日であったものを、12歳に達する日以後の最初の3月31日に引き上げられます。

以上議案第11号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正につ

いてご説明させていただきました。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま学校教育課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 11 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことですのでございます。よって、「議案第 11 号 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 12 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

12 ページをご覧ください。

これは、伊勢市教育委員会事務局及び伊勢市教育研究所の組織改編を行うことに伴い、訓令を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

それでは、議案第 12 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書の 15 ページをお願いします。

まず、第 4 条の改正は、議案第 10 号においてご説明申し上げましたが、令和 7 年 4 月から教育研究所の事務について、学校教育部長が当該事務を掌理し、指揮監督することとしますことから、事務部長及び学校教育部長の専決事項について、整理を行うため改正しようとするものでございます。

次に、第 5 条の改正は教育メディア課の設置に伴い、教育メディア課の課長の専決事項について規定しようとするものでございます。

16 ページをお願いいたします。

中段の伊勢市教育委員会文書管理規程の改正でございます。

これは、今回新たに設置します教育メディア課にかかる文書の記号について定めようとするものでございます。

この訓令は、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第12号伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正について、御説明申し上げました。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました但、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第12号 伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第12号 伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第13号 令和7年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

17ページをご覧ください。

これは、令和7年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

それでは、議案第13号 令和7年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針についてご説明いたします。

2月の教育委員会協議会で、ご協議いただきました教育方針と資料から、主な追加箇所と令和6年度の結果数値がでていなかった成果指標が10か所ありましたので、ご説明いたします。

まず、追加箇所についてです。教育方針をご覧ください。2月の定例教育委

員会でいただいたご意見をもとに、基本方針1の(1)学力の育成に、学校図書館機能の向上と図書館活用能力の育成について追加しました。具体的な変更点には、66ページにてご説明いたします。

66ページ【現状と課題】の3段落目に、学校図書館に関わる記載を追記しました。

また、67ページ【主な取組】の4段目に、子ども読書推進事業においてモデル校で学校司書配置を増やし効果を検証することや、学校図書館の環境整備等を進めることにより、学校図書館の機能向上と図書館活用能力を育成していくことを記載しました。

68ページの(4)読書活動・文化芸術活動の推進では、【現状と課題】の学校図書館に関わる記載に、読書支援を多角的に展開する必要があることを追記しました。また、69ページ【主な取組】では、読書ツアーのブックリストの更新を行うことを追記しました。教育方針の主な追加は以上です。

これらの追記にともない、体系表にも追記しました。また、体系表では、学校におけるICT活用に関わる業務や市立図書館・学校図書館業務を担う、教育メディア課を新たに記載しました。

また、教育方針ポスターにつきましては、第3期伊勢市教育振興基本計画の施策に基づいて記載しておりますので、変更なしとさせていただきます。

次に、伊勢市教育振興基本計画における令和6年度数値目標の達成状況及び令和7年度数値目標につきまして、前回、結果数値が出ていなかった成果指標10か所をご報告いたします。

まず、結果を記載したのが、71ページ、「中学校卒業段階で英検3級以上相当の英語力を習得した生徒の割合」、73ページ、(5)幼児教育の推進「小学校教員の幼稚園・保育所・認定こども園での保育体験(参観)をした小学校数」、2豊かな心の育成(1)人権教育の推進「保護者や地域を対象とした人権に関する授業公開や研修会を行った小中学校の割合」、74ページ(3)郷土教育の推進「地域の自然や歴史、文化、伝統行事等に関する学習を行っている小中学校の割合」、75ページ(4)読書活動・文化芸術活動の推進「授業時間以外に読書をする児童生徒の割合」です。

さらに、3健やかに生きていくための身体の育成(1)健康教育・食育の推進について「学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携した学校保健委員会を開催している学校の割合」と、「学校給食における地場産物を使用した割合」、76ページ(2)体力・運動能力の向上「体力テストの総合評価が『A』『B』『C』の児童生徒数の割合」、78ページ(3)不登校児童生徒への支援「学級集団や個人の状況を客観的に見ることが出来るアンケートツールにおいて満足群に属する児童生徒の割合」、最後は、79ページ「教育支援ボランティア・学校安全ボランティア登録者数」です。

以上10か所を追記いたしました。

「小学校教員の幼稚園・保育所・認定こども園での保育体験をした小学校数」は、目標値を上回る結果となりました。

また、訂正があります。77ページ(2)学校安全に関する取組の充実「『家

庭』や『地域』と連携した防災の取組実施の小中学校の割合」の結果を、2月に90.6%と報告しましたが、100%でした。大変失礼いたしました。

これらの結果を受け、教育方針の令和7年度の目標を記載しました。

その他、令和7年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針につきましては、2月教育委員会協議会において、ご協議いただいております。

お認めいただきましたならば、令和7年度、本方針に基づき教育活動を行っていきたいと思います。

以上、令和7年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について、ご説明させていただきます。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第13号 令和7年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第13号 令和7年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

これもちまして教育委員会を閉会いたします。